

社会福祉法人育成会 行動計画

【女性活躍推進法】

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで

2 内 容

◎目 標 毎年1月1日から12月31日までの間に、年次有給休暇の取得率を法人全体で平均40%以上とする。

◎対 策 職員の年次有給休暇を促進するため、年1回10月末時点の実態調査を実施し、職員会議等で公表し啓発を図る。

令和4年4月～

行動計画 策定日 令和4年2月24日